

○人身安全関連事案への対処体制等について

令和6年12月24日

道本安対第3073号（各部合同）

／警察本部各部、所属の長／警察学校長／各方面本部長／各警察署長／宛て
人身の安全を早急に確保する必要の認められる事案（以下「人身安全関連事案」という。）については、認知した段階では、被害者やその親族等（以下「被害者等」という。）に危害が加えられる危険性やその切迫性を正確に把握することが困難である一方、事態が急展開して重大事件に発展するおそれが極めて高いことから、認知の段階から事案管理をする必要がないと認める段階（以下「再相談待ち」という。）に至るまで継続的に、生活安全部門と刑事部門が連携し、警察本部が確実に関与するとともに、関係機関と緊密な連携を図りつつ、被害者等の安全の確保を最優先に対処することが肝要である。

こうした観点から、次のとおり、人身安全関連事案への対処に万全を期されたい。

なお、「人身安全関連事案に対処するための体制の確立について」（令2.2.6道本安対第3595号（各部合同））は廃止する。

記

1 人身安全関連事案の類型

人身安全関連事案は、以下のものが該当する。

ア ストーカー事案

イ 配偶者からの暴力事案等

ウ ア及びイ以外の恋愛感情等のもつれに起因する暴力的事案

エ 行方不明事案

オ 児童虐待事案

カ 高齢者虐待事案

キ 障害者虐待事案（精神科病院における業務従事者による障害者虐待を含む。）

ク 上記以外的人身の安全を早急に確保する必要の認められる事案（以下「非定型事案」という。）

非定型事案としては、親族間や近隣間等のもめごと事案のうち、事態が急展開して重大事件に発展するおそれが大きいものが該当し得る。

2 基本的考え方

人身安全関連事案は、警察が認知した時点においては、暴行、脅迫等外形上は比較的軽微な罪状しか認められない場合であっても、人質立てこもり事件や誘拐事件と同様に、正に現在進行形の事案であり、事態が急展開して重大事件に発展するおそれが大きいことに加えて、加害者と被害者等の関係が継続的であるものも含まれており、加害者が被害者等に対して危害意識を有している場合、検挙されることを顧みず大胆な犯行に及ぶことがある。したがって、人身安全関連事案への対処に当たっては、加害者に対する警告等の行政措置が犯行を阻止するのに十分な有効性を持たない場合もあることから、こうした措置を優先する考え方を排除し、例えば、被害者等に対する脅迫文言やストーカー行為等を捉えて速やかに検挙するなど、被害者等に危害が加えられる危険性・切迫性に応じて第一義的に検挙等による加害行為の阻止を図ること。

また、被害者に被害の届出の意思がない場合であっても、過去の事例から被害者のみなら

ず親族等にまで生命の危険が及び得ることを十分に説明した上で、被害者等に被害の届出の働き掛け及び説得を行い、説得等にもかかわらず被害の届出をしない場合であっても、当事者双方の関係を考慮した上で、客観的証拠があり、逮捕の必要性が認められる場合には、加害者の逮捕をはじめとした強制捜査を行うことを積極的に検討すること。

あわせて、被害者等に対しては、危害が加えられる危険性・切迫性に応じて安全な場所へ速やかに避難させること又は加害者との関係性を完全に絶たせることなどを最優先に検討し、身辺の警戒等の執り得る措置を確実にを行うことにより、被害者等の保護を徹底すること。

3 警察本部及び警察署における体制の確立

(1) 警察本部における一元的対処体制

人身安全関連事案の危険性・切迫性を正確に評価し、執るべき措置を検討するためには、知見と経験を蓄積し、体制の充実した警察本部（方面本部を含む。以下同じ。）による速やかな事態の掌握とその主導の下での対処が必須である。したがって、人身安全関連事案への対処に当たっては、警察署長の指揮は維持しつつも、警察本部がより積極的、機動的に関与することとし、このため、警察本部に、人身安全関連事案について一元的に対処するための体制（以下「本部対処体制」という。）を確立することとする。

この本部対処体制は、警察署からの報告の一元的窓口となって事案を認知した後、再相談待ちに至るまで継続的に、関係警察署と緊密に連携の上、警察署長による事案の認定及び危険性・切迫性の評価に基づく加害者の事件検挙、行政措置、被害者等の保護措置等に関して当該警察署への指導・助言・支援を一元的に行うことを任務とするものであり、生活安全部門及び刑事部門を総合した編成とし、警察署に派遣されて事件検挙や保護対策等の支援を行う要員（以下「現場支援要員」という。）を含むものとする。

なお、個別の事態に応じて、本部対処体制のほか、本部執行隊など必要な捜査力の積極的な投入を検討する。特に、略取誘拐や人質立てこもり事件への発展が推認されるような事案については、刑事部捜査第一課特殊班の投入も検討するものとする。

(2) 警察署における対処体制

警察署においては、別に定めるところにより、生活安全部門と刑事部門を総合した体制を確立すること。

4 人身安全関連事案への対処

(1) 事案認知時の対応

警察本部において的確に事態を把握するため、人身安全関連事案の全てについて、事案を認知した段階で、警察署長に速報するとともに、並行して、本部対処体制に速報すること。

また、被害者等に危害が加えられる危険性・切迫性が高まる可能性がある事象（以下「危険事象」という。）を新たに認知した場合についても、同様に速報すること。

報告を受けた警察署長は、事案の認定及び危険性・切迫性の評価を行うとともに、本部対処体制からの指導・助言を受けつつ対処方針及び署対処体制を決定すること。

本部対処体制は、警察署に対し継続して指導・助言を行うとともに、事案の危険性・切迫性に応じて現場支援要員の派遣やその他の応援派遣等必要な支援を行うこと。

あわせて、事案の関係場所が他の都府県又は方面区域（以下「他県等」という。）にわたる場合においては、関係する都府県警察（方面本部を含む。以下同じ。）と確実に情報を共有し、迅速かつ的確に対処すること。

(2) 被害者の保護等

各事案において被害者等に危害が加えられる危険性・切迫性が極めて高いと認められる場合には、警察署長は、直ちに即応態勢を確立し、本部対処体制は、現場支援要員等を警察署に派遣するとともに、対処についての指導・助言・支援を行うこと。

また、この場合には、被害者等を安全な場所へ速やかに避難させることとし、やむを得ない事情があり避難させられない場合には、被害者等周辺の警戒等の措置を確実に行うこと。

なお、危険性・切迫性が極めて高いとは認められない場合であっても、被害者等に危害が加えられる危険性・切迫性が否定できないとき、又は危険性・切迫性を評価することが困難であるときは、危険性・切迫性が高いものとみなして同様に対処すること。

このため、平素から管内の関係機関・団体等と連携できる体制を構築しておくこと。

(3) 加害者への措置

人身安全関連事案の加害者に対しては、被害者等に危害が加えられる危険性・切迫性に応じて第一義的に検挙措置等による加害行為の防止を図ること。

(4) 生活安全部門と刑事部門の連携

人身安全関連事案に係る相談等への対応に当たっては、被害者等に危害が加えられる危険性・切迫性を正確に評価するため必要があると認めるとき、事件化のための擬律判断を的確に行うため必要があると認めるときなどには、生活安全部門の担当者と刑事部門の担当者が共同で聴取を行うこと。

(5) 事案の継続的な管理と事態の掌握

人身安全関連事案は、事案認知から再相談待ちに至るまで長期化するものが多く、被害者等の保護等においても継続的な対応を要するものであることから、警察署長は、本部対処体制と緊密に連携し、当該事案の継続的な管理を徹底すること。

また、複数にわたる相談等がある事案については、個々の相談等には危険性・切迫性が認められなくても、事案の全体像を俯瞰的に捉えなければ危険性・切迫性を正しく評価できないこと、また、個々の相談等への対処が一見適切であっても、結果的に重大事件に発展する場合があることから、単に被害者等に対する防犯指導や加害者に対する口頭指導を繰り返すなど漫然と従前の対応を踏襲したり、加害者に口頭指導を実施したこと、被害者等が他県等や警察署の管轄外に転居したこと等をもって安易に再相談待ちとすることのないよう、関連のある複数の相談等を集約し、事態の全体像を掌握した上で危険性・切迫性を評価し、適切に対処すること。

なお、継続的に管理している事案において、長期にわたって一切の対処を行わないなど、実質的に管理が行われていない状態のままにすることのないようにすること。

(6) 事案管理の必要性の判断

人身安全関連事案に係る被害の未然防止・拡大防止を図るためには、限られた警察力をより危険性・切迫性の高い事案の対処に集中させる必要があることから、継続的に対処している事案において、

ア 一定期間、危険事象の発生がなく、危険性・切迫性がないと認められる事案

イ 危険性・切迫性が低くなっており、かつ、被害者等が継続的な対処を求めている事案のいずれかに該当するものは、本部対処体制の指導・助言を受けた上で、警察署長において事案管理の必要性を判断すること。

また、一旦、再相談待ちとした事案について、新たな相談等が寄せられた場合には、過去に再相談待ちとした事案と併せて俯瞰的に危険性・切迫性を評価し、継続的に対処すること。